



# 埼玉県報

第 496 号  
令和 6 年(2024 年)  
3 月 8 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施の一部を改正する告示（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十八号

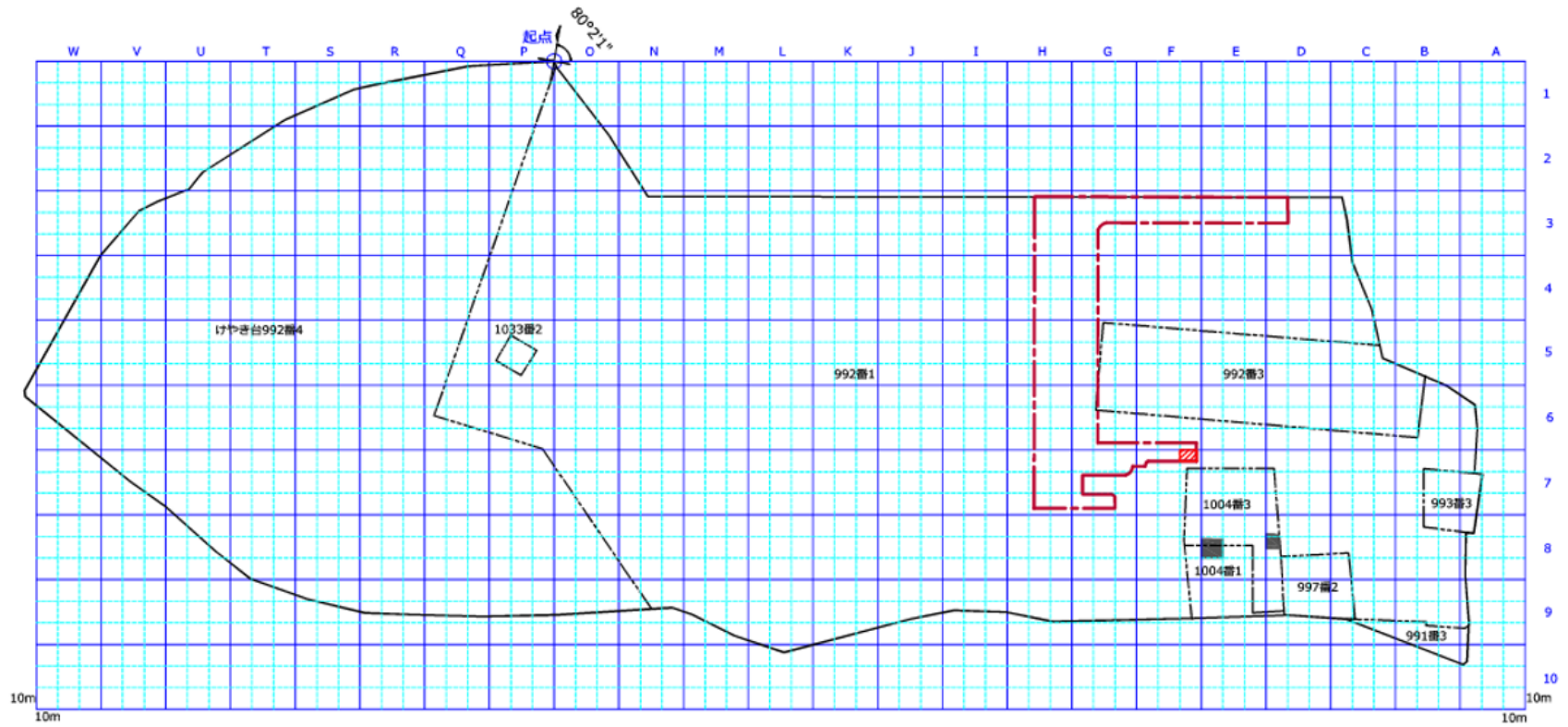
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



【起 点】  
 起点は埼玉県坂戸市けやき台  
 992番4の最北端とする。

【凡 例】

- 30m格子
- 筆境界
- - - 単位区画
- 敷地境
- - - 土壤調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 既に指定されている区域 : 123.2㎡ (指-140号)

【格子の回転角度 (80°02'01")】  
 格子回転角は、起点をとおり、  
 東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して10m間隔  
 で引いた線により構成されている  
 格子を、支点を中心として、右回  
 りに回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 要措置区域

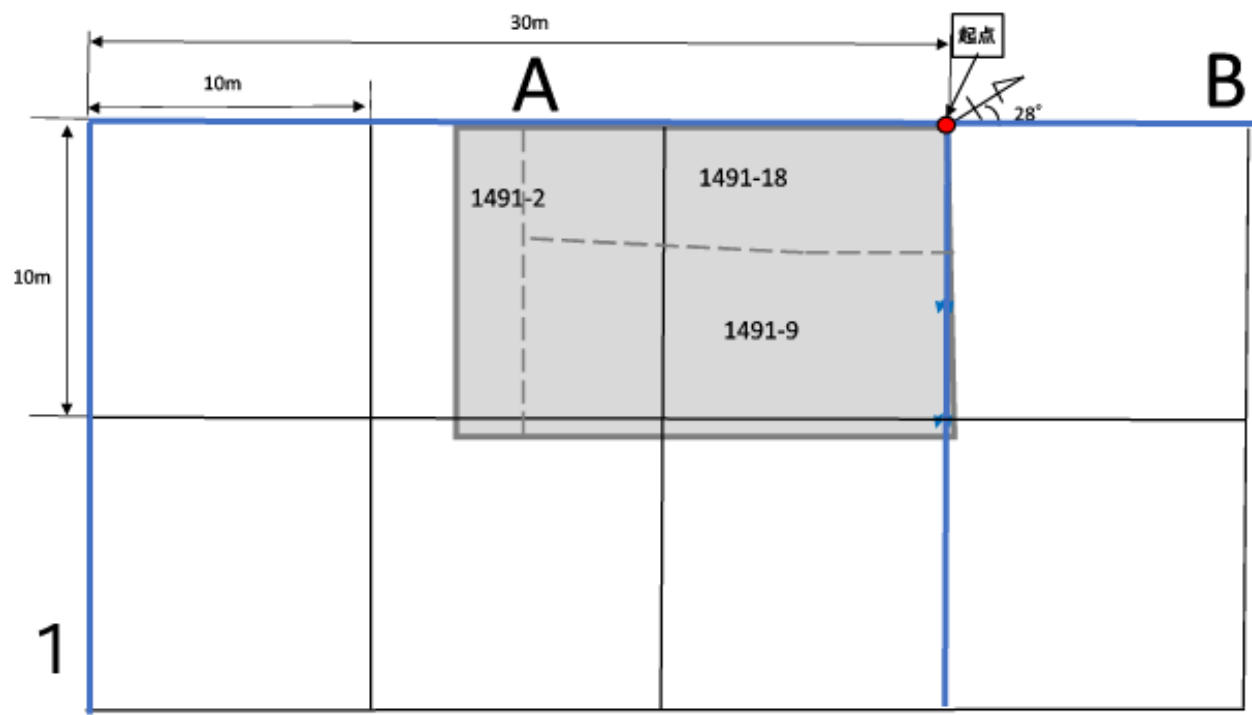
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目千四百九十一番二の一部、千四百九十一番九、千四百九十一番十八）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



**【起点】**  
起点は、埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目1491番18の最北端

**【格子の回転角度】**  
28度

- : 要措置区域に指定する区画
- : 敷地境界
- - : 地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十号

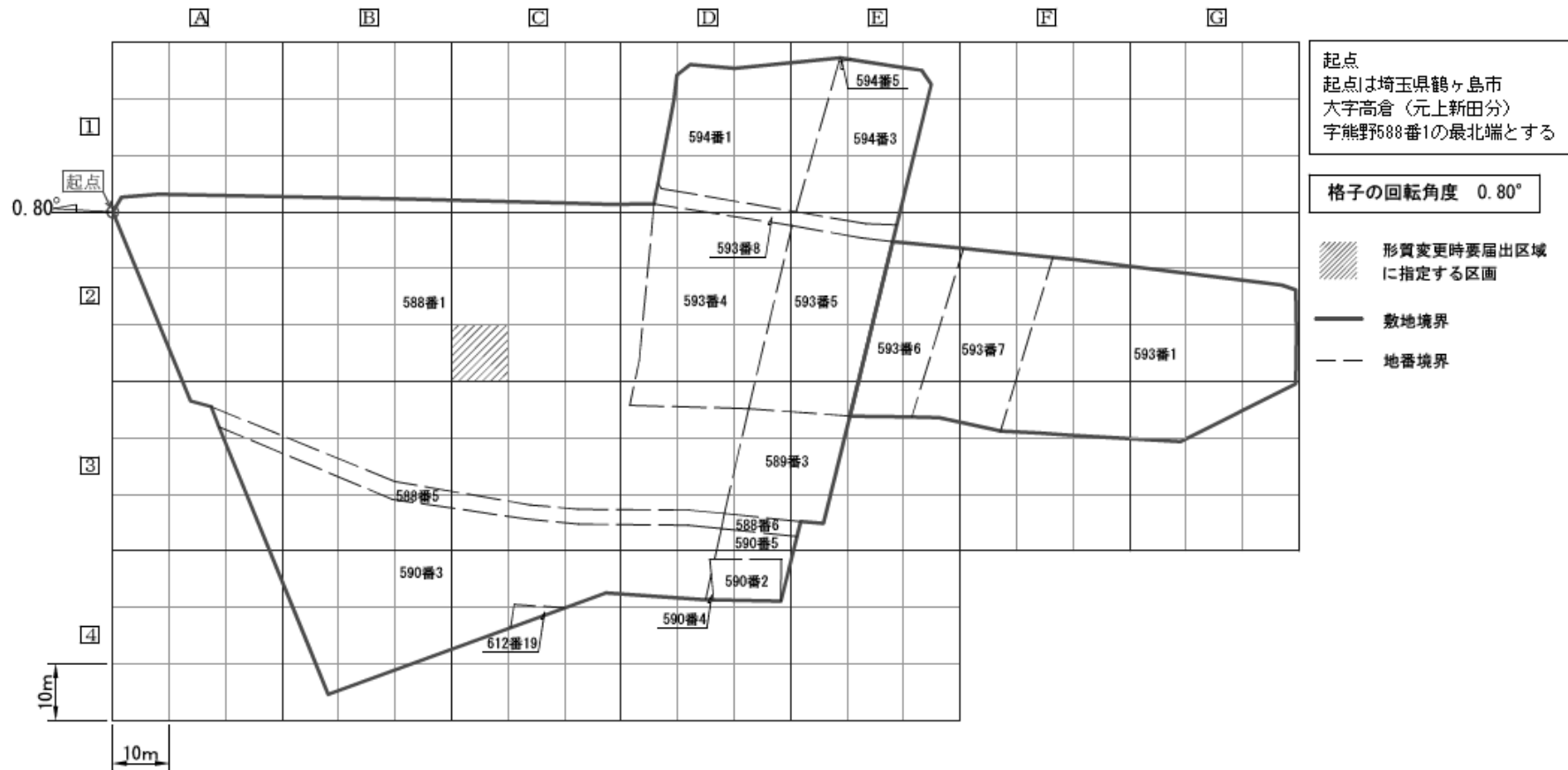
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字高倉（元上新田分）字熊野五百八十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第百九十一号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕



## 告 示

### 埼玉県告示第百九十二号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 四三台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 五九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前七時から午後十時

#### ハ 変更年月日

令和六年十月二十八日

#### ニ 届出年月日

令和六年二月二十七日

### 二 縦覧期間

令和六年三月八日から令和六年七月八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月八日から令和六年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

S O C O L A 所沢

埼玉県所沢市北秋津五百九十二番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）所沢北秋津プロジェクト

埼玉県所沢市北秋津八百番

（変更後）S O C O L A 所沢

埼玉県所沢市北秋津五百九十二番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）未定四者

（変更後）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二十二号 外 計四者

#### ハ 変更年月日

令和六年二月七日

#### ニ 届出年月日

令和六年二月二十七日

#### 二 縦覧期間

令和六年三月八日から令和六年七月八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月八日から令和六年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

S O C O L A 所沢

埼玉県所沢市北秋津五百九十二番

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 一七九台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 一七九台

ハ 変更年月日

令和六年十月二十八日

ニ 届出年月日

令和六年二月二十七日

#### 二 縦覧期間

令和六年三月八日から令和六年七月八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月八日から令和六年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
神川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による  
神川町（次の図に示す部分に限る。）
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十七号

令和五年埼玉県告示第八百三十八号（測量法に基づく公共測量の実施）の一部を次のように改正する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

第二号中「地上レーザ測量」の下に「UAVレーザ測量」を加える。



## 告 示

### 埼玉県告示第百九十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

さいたま市

#### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）

#### 三 作業地域

さいたま市北区、大宮区、中央区、浦和区、緑区及び岩槻区

#### 四 作業期間

令和六年一月二十四日から令和六年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百九十九号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

吉川市

### 二 作業種類

公共測量（二級、三級基準点測量）

### 三 作業地域

吉川市大字下内川、大字深井新田

### 四 作業期間

令和六年二月二十六日から令和六年三月十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

蓮田市

### 二 作業種類

公共測量 数値修正（地図情報レベル二千五百）

公共測量 数値地形図データ更新（地図情報レベル二千五百）

公共測量 地図編集（地図情報レベル一万）

公共測量 数値地形図データ更新（地図情報レベル一万）

### 三 作業地域

蓮田市全域

### 四 作業期間

令和六年二月一日から令和六年三月二十七日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百一号

令和五年埼玉県告示第千四百九十二号で公示した公共測量は、令和六年二月九日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二号

令和五年埼玉県告示第九百七号で公示した公共測量は、令和六年一月十七日終了した旨測量計画機関である神川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三号

令和五年埼玉県告示第八百三十六号で公示した公共測量は、令和五年十月三十一日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第二百四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	県道
路線名	美土里町新堀線
区間	埼玉県熊谷市美土里町一丁目六六番一 地先から 埼玉県熊谷市新堀字北原一〇一三番二 地先まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―五―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市砂原字砂山二千二百二十番三外十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九・八五立方メートル



# 告 示

## 埼玉県告示第二百六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―二一―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市下野堂字屋敷南百九十七番一外十五筆

埼玉県本庄市下野堂字二子塚西二千百五十一番

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百九十九・二五立方メートル

浸透効果量 〇・〇一六八立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七号

富士見市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

蕨駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可の公告の日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県蕨市中央一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目八番五号

五 設立認可の年月日

令和二年八月二十八日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年三月八日

# 告示

## 埼玉県告示第百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社 建 築 構 造 セ ン タ ー	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	令和六年三 月十三日
				東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号	東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号	
				福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	
				群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	
				埼玉事務所	埼玉事務所	

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

千葉事務所

千葉事務所

千葉県船橋市

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

葛飾町二丁目

四百二番三号

四百二番三号

神奈川県横浜

神奈川県横浜

市西区高島二

市西区高島二

丁目十二番六

丁目十二番六

号

号

長野事務所

長野事務所

長野県長野市

長野県長野市

南県町千八十

南県町千八十

二番地

二番地

愛知事務所

愛知事務所

愛知県名古屋

愛知県名古屋

市中区栄四丁

市中区栄四丁

目十四番二号

目十四番二号

三重事務所

三重事務所

三重県四日市

三重県四日市

市浜田町十二

市浜田町十二

番十八号

番十八号

山陰事務所

大阪事務所

島根県松江市

大阪府大阪市

---

---

---

---

中原町六番地	中央区本町三丁目四番十五号
岡山事務所	号
岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号	山陰事務所 島根県松江市 中原町六番地
広島事務所	岡山事務所
広島県広島市中区八丁堀十五番六号	岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号
香川事務所	号
香川県高松市亀井町二番地一	広島事務所 広島県広島市中区八丁堀十五番六号
愛媛事務所	香川事務所
愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号	香川県高松市亀井町二番地一
福岡事務所	一
福岡県福岡市博多区御供所町一番一号	愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号
佐賀事務所	福岡事務所
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番十号	福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

---

---

---



# 告 示

## 埼玉県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称  
東松山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十六年三月二日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
  - イ 分流地区
    - (1) 汚水
      - (一) 収用の部分  
変更なし
      - (二) 使用の部分  
変更なし
    - (2) 雨水
      - (一) 収用の部分  
変更なし
      - (二) 使用の部分  
変更なし
  - ロ 合流区域
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
変更なし



## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年三月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第十号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年三月八 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字京塚東二千八百二番一	指定に係る道路の位置
三十三・九六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇五	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)